

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日発行)

## 目 次

◇規 則 鳥取県法令審査会規則（広報文書課）  
◇告 示 字の区域の変更（地方課）

県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）

県営土地改良事業に係る換地計画の決定（三件）（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（〃）

土地改良法による換地処分（〃）

保安林の指定予定（森林保全課）

保安施設地区の指定予定（〃）

◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

◇正 誤 平成元年六月鳥取県告示第六百七十六号中訂正

平成元年六月鳥取県告示第六百八十号中訂正

公布された規則のあらまし

### ◇鳥取県法令審査会規則

#### 一 設置（第一条関係）

法令に関する事項を審査するため、鳥取県法令審査会（以下「審査会」という。）を置くこととした。

#### 二 審査事項（第二条関係）

審査会は、次の事項を審査することとした。

(一) 条例の制定又は改廃に関すること。

(二) 特に重要又は異例な規則その他の規程の制定又は改廃に関すること。

(三) その他特に重要又は異例な法令の解釈、運用等に関すること。

#### 三 組織（第三条関係）

1 審査会は、会長及び委員により組織することとした。

2 会長は総務部長の職にある者を、委員は次の職にある者をもって充てることとした。

(一) 総務部次長

(二) 広報文書課長

(三) 人事課長

(四) 財政課長

(五) 地方課長

3 会長は、会務を総括することとした。

4 会長及び委員は、審査会の会議において、付議事項を審査することとした。

四 審査会の庶務（第四条関係）

審査会の庶務は、広報文書課において処理することとした。

五 雑則（第五条関係）

この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることとした。

六 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 鳥取県本庁事務決裁規則について、この規則の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

規 則

鳥取県法令審査会規則をここに公布する。

平成五年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二号

鳥取県法令審査会規則

鳥取県法令審査会規程（昭和二十七年六月鳥取県規則第三十六号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 法令に関する事項を審査するため、鳥取県法令審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査事項）

第二条 審査会は、次の事項を審査すること。

一 条例の制定又は改廃に関すること。

二 特に重要又は異例な規則その他の規程の制定又は改廃に関すること。

三 その他特に重要又は異例な法令の解釈、運用等に関すること。

（組織）

第三条 審査会は、会長及び委員により組織する。

2 会長は総務部長の職にある者を、委員は次の職にある者をもって充てる。

一 総務部次長

二 広報文書課長

三 人事課長

四 財政課長

五 地方課長

3 会長は、会務を総括する。

4 会長及び委員は、審査会の会議において、付議事項を審査する。

（審査会の庶務）

第四条 審査会の庶務は、広報文書課において処理する。

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)
  - 2 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。
- 別表第三広報文書課の項部長専決事項の欄第三号を次のように改める。
- 三 削除

### 告 示

#### 鳥取県告示第百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山川地区第二工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(平成四年三月五日現在の地番による。)

大字山川字別所  
河原

大字山川字別所河原のうち四〇七の四、四〇八以外の区域

大字山川字上馬  
場

大字山川字上馬場のうち四二五の一、四二五の三、四二六の三から四二六の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字山川字奥田

大字山川字奥田のうち四五六、四五七の一、四六二の二、一一三三の一、一一三三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字山川字荒堀

大字山川字別所河原四〇七の四、四〇八  
大字山川字上馬場四二五の一、四二五の三、四二六の三から四二六の五まで及びこれらと一体をなす国有地  
大字山川字奥田四六二の二及びこれと一体をなす国有地  
大字山川字荒堀のうち四七二の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域  
大字山川字西大杉四七三の二の一部及びこれと一体をなす国有地

大字山川字西大  
杉

大字山川字荒堀四七二の二の一部及びこれと一体をなす国有地  
大字山川字西大杉のうち四七三の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域  
大字山川字大杉谷四九五の一の一部、四九五の二の一部、四九七の二の一部、五〇〇の三の一部、五〇〇の四の一部、五〇一の二の一部、五〇七の一の一部、五〇七の四、五〇七の五、五〇七の六の一部、五一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九五の一の一部、四九五の二の一部、四九六、四九七の一、五〇七の六の一部と一体をなす国有地の一部

大字山川字大杉谷	大字山川字岸ノ下五一一の三、五一一の五、五一四の三と一体をなす国有地の一部 大字山川字炭原五二五の二、五二五の三と一体をなす国有地の一部
大字山川字奥田四五六、四五七の一、一一三三の一、一一三三の二及びこれらと一体をなす国有地	大字山川字大杉谷のうち四九五の一の一部、四九五の二の一部、四九七の二の一部、五〇〇の三の一部、五〇〇の四の一部、五〇一の二の一部、五〇七の一の一部、五〇七の四、五〇七の五、五〇七の六の一部、五一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九五の一の一部、四九五の二の一部、四九六、四九七の一、五〇七の六の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字山川字炭原五二五の二と一体をなす国有地の一部
大字山川字岸ノ下	大字山川字岸ノ下のうち五一一の三、五一一の五、五一四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字山川字炭原	大字山川字炭原のうち五二五の二、五二五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営開拓地整備事業上大山区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十五日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇東地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十五日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る赤碕地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十五日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る社地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十五日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二十九号

倉吉市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業国府地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十五日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十号

米子市及び西伯町が行う土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業四ヶ堰地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十五日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事

業に係る山川地区第二工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字西谷字城矢白六四四の一、六四四の二、六四四の四、六四四の七、六四四の八、気高郡青谷町大字小畑字西尾一五八一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字大谷二一四九から二一七六まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十三号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成五年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八一号を直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡八東町大字安井宿字下田戸七九〇地先、七九一地先、七九二の二地先、七九五地先、七九六、七九六地先、七九八、字芦谷口七九九、八〇〇、八〇二、八〇三、八〇三次一、八〇五の一、八〇六の一、八〇八、八一二、八一三、字芦谷一二六九、一二六九地先、字片山一二七八

2 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五六号を直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

日野郡日野町三谷字スミケ平ラ二一三の一、字屋敷一〇の三、一〇の四地先、二一の二地先、二二の二地先、二三の一、二四の二から二四の五まで、二五の一、二五の二、二六、二七、二九地先、六三の一、六四、八一地先、八四の二地先、八五の二地先、八六の二地先、字ノボシ原三一〇、三二地先、字向田八八の一、九一の三、九二の二、九四の二地先、九六地先、九八の一、九八の一、九八の二地先、一一七地先、字家ノ向二一八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

指定実施要件は、定めない。

四 指定の有効期間

三年

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により銃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成5年2月12日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可（法第4条第1項第1号の規定による銃銃又は空気銃の所持の許可をいう。以下同じ。）の更新を受けようとする者

1 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
経験者講習	平成5年3月8日	午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第二庁舎5階 22会議室		岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
	平成5年3月11日	午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市靴町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室		米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成5年3月16日	午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議室		浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,200円  
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

正 誤

平成元年六月鳥取県告示第六百七十六号（保安林の指定予定について）

中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 三

段 下

行 後ろから四

誤 次のとおりとする。

正 次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

大谷町三六五、三六六

平成元年六月鳥取県告示第六百八十号（保安施設地区の指定予定について）

中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

七 上 八 字寺本 字寺元